

瀬戸市選挙管理委員会告示第4号

瀬戸市選挙管理委員会運営規程（昭和59年瀬戸市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 勝谷哲次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第5条関係）	別表第1（第5条関係） <u>(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名、住所（法第21条第2項に規定する者にあつては、その者が市の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所の指定及び告示に関すること。</u> <u>(2) 公職選挙法第30条の7の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官（当該在外選挙人名簿に登録した者に係る同法第30条の5（在外選挙人名簿の登録の申請）第1項の規定による申請書を同条第3項の規定により送付した領事官をいう。以下この号において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記載されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供する場所の指定及び告示に関すること。</u>

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)
第101条の3第2項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による当選人に係る告知及び告示に関すること。

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(3) 公職選挙法第101条の3第2項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による当選人に係る告知及び告示に関すること。

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。